

山形市地域総合整備資金保証料補助金交付要綱

(目的及び交付)

第1条 市長は、山形市地域総合整備資金貸付要綱（平成6年6月1日施行。以下「貸付要綱」という。）に基づき地域総合整備資金の借入れを申請した事業者（以下「民間事業者等」という。）の負担を軽減することにより、地域振興に資する民間事業活動等を支援するため、民間事業者が地域総合整備資金を借り入れるために必要な連帯保証に係る保証料（以下「保証料」という。）について山形市補助金等の適正化に関する規則（昭和52年市規則第10号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内で補助金を交付する。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 地域総合整備資金 貸付要綱第1条に規定する地域総合整備資金をいう。
- (2) 保証料 連帯保証料契約を締結した民間金融機関等（以下「連帯保証人」という。）に支払う連帯保証料をいう。
- (3) 保証料率 連帯保証人が保証料を計算する際に融資残高に乗じる率をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、この要綱の施行の日以後に山形市から地域総合整備資金の貸付決定の通知を受けた民間事業者等とする。

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費は、保証料とする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、補助対象者が毎年4月1日から翌年3月31日までの間に連帯保証人に支払う保証料（保証料率が0.45パーセントを超える場合は、0.45パーセントを用いて算出した保証料に相当する額）の全額に相当する額とする。

2 前項の規定にかかわらず、地域総合整備資金を借り入れた年度の翌年度以後の年度の保証

料に係る補助金の交付を申請する場合において、当該交付申請時の保証料率が地域総合整備資金を借り入れた時の保証料率（以下「初年度保証料率」という。）（当該初年度保証料率が0.45パーセントを超える場合は、0.45パーセント。以下この項において同じ。）を超えるときの補助金の額は、初年度保証料率を用いて算出した保証料に相当する額とする。

（交付申請）

第6条 規則第5条の規定にかかわらず、補助金の交付を受けようとする者は、山形市地域総合整備資金保証料補助金交付申請書（別記様式第1号）に連帯保証人に支払う予定の保証料の額が分かる保証料補助金計算書その他市長が必要と認める書類を添えて、市長が別に定める期日までに市長に申請しなければならない。

（交付決定）

第7条 市長は、前条の規定による申請書の提出があったときは、その日から30日以内に、その内容を審査の上、補助金の交付の可否及び補助金の額を決定するものとし、山形市地域総合整備資金保証料補助金交付決定通知書（別記様式第2号）により当該申請を行った者に通知するものとする。

（補助金の交付方法）

第8条 市長は、補助金の交付の決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）から補助金の交付の請求を受けたときは、概算払により補助金を交付するものとする。

（申請の取下げ）

第9条 規則第9条第1項に規定する市長の定める期日は、規則第8条の規定による交付決定の通知があった日から起算して10日を経過する日とし、同項の取下げは交付申請取下書（別記様式第3号）により行うものとする。

（実績報告）

第10条 規則第13条の規定にかかわらず、交付決定者は、交付を受けた補助金に係る保証料の支払が完了したときは、山形市地域総合整備資金保証料補助金実績報告書（別記様式第4号）に保証料の支払を証明する書類又はこれに代わる書類その他市長が必要と認める書類を添えて、市長が指示する期日までに市長に報告しなければならない。

(補助金の額の確定)

第11条 市長は、前条の規定による報告を受けたときは、当該報告に係る書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、補助金の交付の決定の内容に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、山形市地域総合整備資金保証料補助金の額の確定通知書（別記様式第5号）により当該交付決定者に通知するものとする。

(立入検査等)

第12条 市長は、必要と認めるときは、交付決定者から報告若しくは資料の提出を求め、又は当該職員にその事務所等に立ち入らせ、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させるものとする。

(関係書類の保管)

第13条 規則第19条に規定する関係書類は、地域総合整備資金の返済が完了した日の属する年度の翌年度の初日から起算して5年間保管しなければならない。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

年 月 日

（宛先）山形市長

所在地

名称

代表者

山形市地域総合整備資金保証料補助金交付申請書

山形市地域総合整備資金保証料補助金の交付を受けたいので、山形市地域総合整備資金保証料補助金交付要綱第6条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

1 交付を受けようとする補助金の額 _____円

2 添付書類

- (1) 民間金融機関等からの連帯保証料補助金計算書
- (2) その他市長が必要と認める書類

様

山形市長

山形市地域総合整備資金保証料補助金交付決定通知書

年 月 日付けで交付申請のあった、山形市地域総合整備資金保証料補助金については、山形市補助金等の適正化に関する規則第6条第1項の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定したので、同規則第8条の規定により通知します。

なお、この補助金は山形市地域総合整備資金保証料補助金交付要綱第8条の規定に基づき概算払いにより交付しますので、併せて通知します。補助金等の交付請求は、所定の請求書によって行ってください。

記

1 交付決定額 _____円

2 交付の条件

- (1) 山形市補助金等の適正化に関する規則及び山形市地域総合整備資金保証料補助金交付要綱を遵守してください。
- (2) 交付を受けた補助金に係る保証料の支払の完了後は速やかに実績報告書を提出してください。
- (3) 山形市監査委員の監査を受けることがありますので、関係書類を地域総合整備資金の返済が完了した日の属する年度の翌年度の初日から起算して5年間は整理・保管してください。

年 月 日

（宛先）山形市長

所在地

名称

代表者

山形市地域総合整備資金保証料補助金交付申請取下書

山形市地域総合整備資金保証料補助金の交付について、山形市補助金等の適正化に関する規則第9条第1項の規定により、下記のとおり申請を取り下げます。

記

1 申請を取り下げる補助金の額 _____円

2 申請を取り下げる理由

年 月 日

（宛先）山形市長

所在地

名称

代表者

山形市地域総合整備資金保証料補助金実績報告書

山形市地域総合整備資金保証料補助金の交付について、山形市地域総合整備資金保証料補助金交付要綱第10条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり報告します。

記

添付書類

- (1) 保証料の支払を証明する書類又はこれに代わる書類
- (2) その他市長が必要と認める書類

第 号
年 月 日

様

山形市長

山形市地域総合整備資金保証料補助金の額の確定通知書

年 月 日付けで実績報告のありました山形市地域総合整備資金保証料補助金について、山形市補助金等の適正化に関する規則第14条の規定に基づき、下記のとおり補助金の額を確定しましたので、山形市地域総合整備資金保証料補助金交付要綱第11条の規定により通知します。

記

確定補助金額 _____円